

物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務（以下「本業務」という。）の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務の目的及び内容)

第2条 本業務は、原材料価格や労務費が上昇する中で、社会全体で成長と分配の好循環を形成していくため、価格決定の仕組みや、価格転嫁の必要性等について広く県民及び事業者周知し、物価上昇を安定的に上回る賃上げの定着に向けた価格適正化推進の機運を醸成することを目的とする。

2 本業務の内容は、物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第3条 予算額は金 4,990 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間等)

第4条 本業務の期間は、契約締結日から令和7年10月31日（金）までとする。

2 契約者及び契約担当部局は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県商工労働部商工政策課

(参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」に登録されている者であること。

(4) 令和7年7月7日（月）から同月31日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和7年7月7日（月）から同月31日（木）までの間のいずれの日においても、会

社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（6）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（スケジュール）

第 6 条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| （1）県ホームページ掲載（公募開始） | 令和 7 年 7 月 7 日（月） |
| （2）質問受付期限 | 令和 7 年 7 月 11 日（金） |
| （3）質問に対する回答期限 | 令和 7 年 7 月 15 日（火） |
| （4）企画提案参加申込書等、企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 7 月 31 日（木） |
| （5）審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和 7 年 8 月上旬 |
| （6）審査結果の通知 | 令和 7 年 8 月上旬 |
| （7）契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和 7 年 8 月上旬 |
| （8）契約締結 | 令和 7 年 8 月上旬 |

2 プロポーザルに係る資料一式の交付については、次のとおりとする。

（1）交付方法

令和 7 年 7 月 7 日（月）から同月 31 日（木）までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（2）交付期間及び時間

令和 7 年 7 月 7 日（月）から同月 31 日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（3）交付場所

第 15 条に定める場所に同じ。

（4）交付資料

ア 物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）

（提出書類等）

第 7 条 このプロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書（様式第 1 号）、公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）及び企画提案書等（作成要領 1（1）に規定する企画提案書等をいう。以下同じ。）を作成し、令和 7 年 7 月 7 日（月）から同月 31 日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに第 15 条に定める場所に持参又は郵便等の方法により提出しなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若し

くは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（企画提案書等の作成及び提出）

第8条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

- 2 提案者（企画提案書等を提出した者をいう。以下同じ。）は、本業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本業務の一部を再委託する予定の者又は本業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1の（1）のアの（イ）の「事業の実施体制及びスケジュールを明らかにする書類」に記載すること。
- 3 企画提案書等の作成に当たって質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、電子メールにより第15条に定める場所に令和7年7月11日（金）午後5時15分までに提出すること。なお、電子メールを送信する際は、件名に「物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務」と記載すること。
- 4 前項により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）までにインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）によりまとめて閲覧に供する。

（審査会の設置）

第9条 鳥取県は、第7条の規定により提出された企画提案書等の審査を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は3名の審査委員で構成するものとする。

（最優秀者提案者の選定方法）

第10条 審査会の審査のため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- 2 前項の審査は、別に定める物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行うものとする。
- 3 前項の審査による得点の順に順位を付し、最も高い得点を得た者を最優秀提案者（以下「最優秀提案者」という。）として選定する。
- 4 審査会の審査前に審査委員に働きかけ等を行った提案者は、失格とする。

（審査結果の通知、公表）

第11条 審査結果は、提案者全員に通知するとともに、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）で公表するものとする。

（契約締結）

第12条 県は、最優秀提案者として選定された者（以下「最優秀提案者」という。）と契約締結の協議（企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。以下同じ。）を行い、見積書を徴して契約を締結する。ただし、最優秀提案者との協議

が不調のときは、同項の順位が第2順位の提案者から順次協議及び見積書の徴取を行い、契約の相手方を決定するものとする。

(企画提案書等の取扱い)

第13条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (3) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (4) 企画提案書等に係る著作権は、当該企画提案書等を提出した提案者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方（以下「受託者」という。）の企画提案書等に係る著作権の帰属は、契約書により定めるものとする。この場合において、県は受託者に対して、当該著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(契約の解除)

第14条 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は契約を解除することができる旨及び当該解除に当たっては、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない旨を、本業務の契約書に記載するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他本業務を下請等させること。

2 県は、受託者が前項各号に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(書類の提出先及び問合せ先)

第15条 このプロポーザルに関する書類の提出先及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部商工政策課

電 話 0857-26-7538 ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は鳥取県商工労働部商工政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。